

# 知財法務の勘所Q & A（第70回）

## M&A契約における知財に関する条項についての留意点

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業  
弁護士 白根 信人

**Q1** 売主の子会社（対象会社）や、事業部門の一部（対象事業）を譲渡するいわゆるカーブアウトを内容とするM&A取引について、知的財産の観点から、どのような点について留意すべきですか。

**A1** カーブアウト取引については、知的財産の観点からは、以下のような点が典型的に問題となります（本連載第69回（本誌2023年3月号135頁）参照）。

- ① 会社分割や事業譲渡の場合において、対象会社や対象事業に含まれる知的財産権の範囲をどのように画するか
- ② 対象会社に帰属する知的財産権（又は対象事業として譲渡される知的財産権）について、売主グループにおいても実施する必要があるものがあるか、逆に、売主に留保される知的財産のうち、対象会社又は対象事業においても実施する必要があるものはあるか
- ③ グループ共通の商標（ブランド）を使用している場合に、取引実行後、どの範囲、条件において対象会社又は買主に商標の継続使用を認めるか
- ④ 親会社や他のグループ会社との共同研究・開発を行っている、あるいは研究・開発の設備・人員において親会社に依存しているような場合の取引実行後の取扱いをどのようにするか
- ⑤ 知的財産管理を親会社で一元化に行っているような場合における、取引実行後の対象会社又は買主における知的財産管理体制をどのように整備するか

このうち、①ですが、カーブアウト取引では、対象会社や対象事業と、売主、売主グループの他の会社又は他の事業の双方で実施している知的財産が存在することがあります。このような場合、売主としては、知的財産権を、(a) 会社分割や事業譲渡の形で対象会社や買主に移転するものと、(b) 売主に帰属させるものとに仕分ける必要があります。

事業譲渡や会社分割においては、対象会社又は対象事業に「主に」用いられ、又は関連している知的財産を移転対象とすることがありますが、対象会社又は対象事業に「もっぱら」用いられ、又は関連しているものについてのみ移転するという基準とすることもあります。

いずれにしても、移転対象の知的財産権を「対象事業に主に用いられ、又は関連する知的財産権」などと定めたとしても、譲渡に係る知的財産権を個別に特定できるようにしておかないと、